

令和8年 第2回教育委員会会議録

令和8年2月18日（水）

甲州市教育委員会

第2回教育委員会 会議録

日 時 令和8年2月18日（水）（午前9時30分から）

場 所 甲州市役所2階 第一会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	小 林 俊 彦	職 務 代 理	依 田 智 子
委 員	反 田 千 佳	委 員	廣 瀬 文 武
委 員	渡 邊 靖		

一 欠席した委員は次のとおりである。

（なし）

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	清 水 修	教育総務課L	丸 田 美津恵
教育総務課L	小 林 絵 美	生涯学習課長	小 林 好 彦
生涯学習課L	八 卷 一 也	教育支援センター 陽だまり教室 室長	志 田 市 造
指 導 主 事	金 森 淳	指 導 主 事	堀 井 ますみ
教育総務課L	内 藤 智 子	事 務 担 当	加 賀 爪 あ み

一 欠席した者は次のとおりである。

（なし）

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 議案第1号 甲州市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

日程第3 議案第2号 甲州市立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則制定について

日程第4 議案第3号 甲州市英語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定について

日程第5 議案第4号 甲州市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令制定について

日程第6 報告第2号 甲州市学校給食食物アレルギーガイドラインの改訂について

日程第7 甲州市立学校 令和7年度卒業式、令和8年度入学式について

日程第8 春季教育委員会学校訪問について

日程第9 教育支援センター『陽だまり教室』の活動状況について

教育長

ただいまから、第2回定例教育委員会を開会いたします。

本日の出席委員は5名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に反田委員を指名いたします。

それでは、議事日程に基づき、会議を進めます。

[日程第1]

教育長

日程第1 教育長諸般の報告を行います。

それでは、お手元にお配りしてあります、諸般の報告をご覧ください。

本件についてご質問、ご意見等ございませんか。

「なし」の声

以上で、教育長諸般の報告は終了いたします。

[日程第2]

教育長

日程第2に移りたいと思います。

議案第1号 甲州市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

はい。では、お願いいたします。

議案第1号 甲州市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画についてとなります。議案の一番後ろの方に、概要をまとめさせていただいておりますので、そちらに基づいて説明をさせていただければと思います。

まず、今回の計画でございますが、昨年6月になりますけども、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」、略してこれは「給特法」というふうに呼ばれております、が交付をされました。この中で、調整手当等の上限の確保というようなところもあるんですが、併せまして、各教育委員会につきましては教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定と公表が義務付けられたという形になっております。各学校に関してはこの計画に合わせて、教育職員の働き方改革に向けた取り組みを実施するということが決まっております。今回のことに基づきまして、各教育委員会の中で、この計画を策定していかなければならないということが決められましたので、今回お諮りをし、計画を実行していきたいと考えたところでございます。

この計画の趣旨、現状でございますが、令和6年度末の甲州市の教育職員の時間外在校等時間、要は学校が午後4時15分なり午後4時半なりに終わった後にどれだけの教職員が学校に残っているかという割合です。月に45時間を超える教育職員の割合は36.5%でございました。時間的余裕を創出して、子どもたちと向き合う時間を作るということがこの計画の趣旨でございますので、その時間を作るということから本計画を策定するものでございます。

目標に関しましては、全部で6つの点がございまして、1つ目が、1か月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にすること。1年間における1か月の時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にすること。きずなの日あるいは定時退校日等をそれぞれ年間20回以上実施している学校の割合を100%にすること。それから中学校であります、平日1日と土日どちらか1日を休養日としている部活動顧問の割合を100%にすること。自身の働き方を見つめ直し、自分事として取り組んでいる教職員の割合を100%にすること。仕事に対して働きがいを感じている教職員の割合を100%にすること。以上6つの点が目標として掲げられてございます。この中の一番上、「45時間以下の割合を100%にする

こと」それからその次の「1か月の平均時間数を30時間程度にすること」、それからそのもう一つ「定時退校日等で定時退校を20回以上実施している学校の割合を100%にすること」、これは国が示された、必ず計画の中に入れなさいという目標値になっております。プラス下の三つに関しては、県の指針の中で示されているものを足して、市の計画として目標値を設定させていただいてございます。

計画期間に関しましては、令和8年度から令和11年度までの4年間。これは国、それから県の計画と整合性を取ってございます。

実施の主な内容でございますが、まずは学校以外が担うべき業務、それから教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務であります負担軽減を促進すべき業務、以上の3つに分けてそれぞれ計画の中に入れ込んでございます。なお、この中でさらに教職員の健康及び福祉の確保に関する取り組みということで、さらに図っていくという中身が入ってございます。また、各学校に関しては、この計画に基づいて実施し行っていくところですが、教育委員会としてもその計画が実施されるように、フォローアップを取り組んでいくという流れがこの計画の中身でございます。

この計画に関しましては、令和8年4月1日、県、それから国の計画に合わせて本市においても施行をして参りたいというところでございます。

簡単でございますが、この議案の説明は以上となります。よろしくお願いたします。

教育長

それでは、教育総務課長の方から説明がございましたけども、委員の皆様方から何かご質問等ございますか。

依田職務代理

「きずなの日」というのはどういうものなんですか。

教育総務課長

子どもさんたちに向き合う、そういった時間のことです。

依田職務代理

それは放課後に何時間かの時間を取ってという形になるんですか。

教育総務課長

はい。

依田職務代理

10年くらい前から働き方改革が取り入れられるなんて言って、80時間を超えるのは絶対だめみたいな話が出てきていると思うんですが、学校訪問などに行ったときに、「うちはもう、そんなに長時間やっている人はいません」みたいなことをおっしゃる教頭先生がいらっしゃるんですけども、もうかなり前から取り組んできて、だいぶそれなりには形になってきているということでよろしいんでしょうか。それとも、全然変わってなくて計画で規制しなきゃという感じなんですか。

教育総務課長

今回の計画の2ページ目の(2)に甲州市の現状ということで、表がございまして、今言ったとおり、45時間を上回るというのが全校合わせて36.5%、それから、今依田職務代理がおっしゃった80時間を超える割合、小学校が2.7%という、改善をされてきているという状況です。ただ、中学校に関しては18.3%ということで、やはり部活動の顧問の先生が関わるというところがどうしても大きくなってきていますので、具体的にはそこをどうしていくのかというのが、今後の課題になってくるころかなあというふうに思っております。県の方でも統計を取ってましてですね、本年度も2学期末までの状況を県の方から、甲州市の中学校の先生方の定時後の勤務時間の一覧というものをいただいて、毎学期ごとに出てきますので、そのことに関しましては、学校長にもお伝えし、現状はこうであると、そしてここは改善をしないとイケないと、今申し上げた計画がこの4月から運用が始まっていますので、そのことも含めてぜひ学校内で取り組みを進めてほしいということで、お話しをさせていただいてございます。ただやはり、全国的な大会だったり諸々の大会が近づいてきますと、どうしてもそこに集中をしていくということがありますので、部活動の地域展開ということも考えていかなければいけないところの一部ではあったりするんですが、ここ

が、中学校に関してはなかなか難しいかなというところが実際のところではあります。ただ、先ほども申し上げた計画に関しては、国で定め、県で定め、市でも定めるということで決まっていますので、そこに、今後4年間でどこまで近づけていけるのかというところが学校とも連携してやっていかなければいけない部分かなと思っております。

依田職務代理
教育長

かなり本気で取り組んでいくということですね。

今職務代理がお話しされたように、前々から取り組みはして、改善はできているんですけども、まだそういった現状が、甲州市ばかりでなくて全国的に見られるということで、もうちょっと、国・県・市町村、そして学校が主体的に計画を立てて取り組んでいきたいと思います。今回の改正に基づく対応じゃないかなと思います。

総合教育会議で市長に報告をするのでしたよね。

教育総務課長
教育長
教育総務課長

はい。今回予定しております。

このことについては、首長に報告することが義務付けられていますので。

また後ほどご案内させていただきますが、今年度もう一回総合教育会議を開く予定でありますので、その中でこの計画は今度作るよという話と、併せてどういうふうにやっていくのかということをお首長に報告し、首長からも指示を出していただける話になっておりますので、そんな形になっております。

依田職務代理

わかりました。すごく難しい問題というか、私も会社員時代に勤務管理をしていたので経験あるんですが。大変だと思いますが、よろしく願いいたします。

教育長

他、委員から何かございますか。

廣瀬委員

今話があったように、簡単にクリアできる問題ではないと思いますけども、しかし先生方の意識、特に管理職の意識が大事だと思いますので、そんな形で、各学校で、積極的な取り組みができるようにしていただきたいと思っております。

教育総務課長

先ほど申し上げましたが、今は、先生方には調整手当という手当が支給されております。現在が4%かな、年齢ごとに増やして行って10%まで上げるという形に国の計画ではなっております。ただ、その先に、私たちは超過勤務手当というものをいただいておりますので、それと同様の仕組みに変える、そんな動きを国でも考えているという話も聞いておりますので、そうすると、学校長が教員一人ひとりに対し、この日は何の仕事をやらない、何時から何時まで何の仕事をやらないというふうに、管理を明確にしていかなければならないということになりますので、その前段としても、今の調整手当の中ではそこまで縛りはないんですけども、やはり学校長が一人ひとりの先生方の状況を把握するということが非常に大事になってくるかなというふうに思いますので、その計画に合わせて、そのことも学校長にお伝えしていかなければならないかなと思っております。

そしてもう一点、先ほど依田職務代理からもございましたが、県全体のものですが、令和4年度と5年度を比較して、80時間を超えている教職員の割合というものが出ております。これで見えていきますと、小中学校は、令和4年度が7.9%、令和5年度が6.6%です。若干ではありますが改善の傾向にあるという状況でございます。以上でございます。

教育長

それでは、議案第1号 甲州市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画につきましては、提案のとおり策定するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

ありがとうございます。

それでは、ご承認をいただきましたので、議案第1号につきましては、提案のとおり策定す

るものといいたします。

[日程第3]

教育長

続きまして日程第3 議案第2号 甲州市立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則制定について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

では、お願いいたします。

議案第2号 甲州市立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則制定についてとなります。こちらに関しましても、議案の一番後ろの方に概要を付けてありますので、そちらで説明をさせていただきます。

先ほどご審議いただきました計画と同じくになるんですが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正をされまして、学校運営協議会、コミュニティスクールと呼ばれるものがございますが、その他の承認を得る必要がある事項が、ただ今の、業務量管理・健康確保措置の実施に関する項目というものが追加をされました。このことに併せまして、本市におきます学校運営協議会の設置に関する規則の一部に関しましても、改正をさせていただく中身でございます。

先ほど申し上げました、学校長が承認をいただく中身の中に、今申し上げた業務量管理・健康確保措置の実施に関する項目を追加し、併せまして、ここまで運用を行ってきたところではございますが、国あるいは県の方のただ今申し上げた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく条文と整合性が必要なところが出てまいりましたので、併せてその中身について改正をさせていただくものでございます。

まず、学校運営協議会の設置に関しては、努力義務ということになっております。現在、本市においては全部の小中学校で設置をしているという状況でございますが、従前は指定するというような規定でございましたので、そこを改めるものでございます。また、委員に関しましては、非常勤の特別職の地方公務員の身分を有するというものが規定されておりましたので、改めてここでその規定を加えるというような形でございます。先ほど申し上げた、業務量管理・健康確保措置の実施に関することに関しては、令和8年4月1日から施行いたします。その他の条文の変更にしましては、公布の日から施行をするという中身でございます。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教育長

では、教育委員の皆様方から、今の教育総務課長の説明につきまして何かご質問等ございましたら、お願いいたします。

「なし」の声

教育長

よろしいですか。

それでは、議案第2号 甲州市立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則制定につきましては、原案のとおり制定するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

ありがとうございます。ご承認をいただきましたので、議案第2号については、提案のとおり制定するものといいたします。

[日程第4]

教育長

それでは、日程第4 議案第3号 甲州市英語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

では、お願いいたします。

議案第3号 甲州市英語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定についてとなります。こちらに関しましても、一番後ろの方に概要を付けさせていただきますので、そちらで説明をさせていただきます。

現在本市で招致をしております英語指導助手、ALTでございますが、その報酬額につきましては、外国青年招致事業、「JETプログラム」というものでございますが、こちらの方の報酬額を基準とさせていただいております。その報酬額が改定をされましたので、本市の基準で定めております報酬額に関しましても、改めさせていただくものでございます。なお、報酬額に関しましては、現行の、1年目が28万円を33万5千円、1年ごとに金額は上がっていきまして、4年目以降に関しましては、33万円を36万円という形で改めさせていただいくものでございます。施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行をし、4月1日以降の報酬からこの金額を適用していくという中身でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長

それでは、今の教育総務課長からの説明につきまして、何か委員の皆様方からご質問等ございましたらお願いいたします。

依田職務代理

この金額で全て賄っていくんですか。住宅手当とか、そういうものはあるんでしょうか。

教育総務課長

アパートとかですね、家賃が必要な方に関しましては、その2分の1を市の方で報酬とは別でみているというところがございます。

依田職務代理

わかりました。ありがとうございます。

教育長

それでは、お諮りをいたします。

議案第3号 甲州市英語指導助手就業規則の一部を改正する規則制定につきましては、提案のとおり制定するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

ありがとうございます。ご承認をいただきましたので、議案第3号については、提案のとおり制定するものといたします。

[日程第5]

教育長

それでは、日程第5 議案第4号 甲州市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令制定について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

はい。議案第4号 甲州市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令制定についてとなります。本日、お手元の方に別途でございますが、甲州市の文書管理規程の概要というものを配布させていただいております。

本市に関しましては、文書の收受あるいは決裁等、それから財務会計システムあるいは人事の給与システム等のシステムはそれぞれで運用していたところでございます。国においては、そういった内部情報に関しては、一括で取り扱うことが正しいのではないかとということで、一昨年から本市におきましても、それを統合しようという動きが行われてきたところでございます。本年3月1日から、そのシステムが整いまして、一つのシステムの中で文書管理、それから財務会計、人事給与等のものが取り扱えるような形になりました。併せまして、現在は印鑑で押印をしながら決裁をしているという状況でございますが、このシステムの中で電子決済が行われるという形に合わせて、変更がなったというところでございます。それに合わせまして、本市の教育委員会におきましても、同様の手続きをしていくという形から、教育委員会の規程の改正をさせていただくものでございます。ただ今の本市の規程に合わせ

まして、今度の3月1日から施行をさせていただくという中身でございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

教育長

それでは、今の説明につきまして何かご質問等ありましたらお願いいたします。

「なし」の声

教育長

よろしいですか。

それでは、議案第4号 甲州市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令制定につきましては、提案のとおり制定するものとしてよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

ありがとうございます。承認をいただきましたので、議案第4号については、提案のとおり制定するものといたします。

[日程第6]

教育長

続きまして、日程第6 報告第2号 甲州市学校給食食物アレルギーガイドラインの改訂について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

はい。報告第2号 甲州市学校給食食物アレルギーガイドラインの改訂についてとなります。こちらに関しましても、ガイドラインの改訂の概要につきまして、議案の一番後ろに付けさせていただきます。そちらに基づいて説明をさせていただきます。

まず、学校給食の食物アレルギー対応ガイドラインにつきましては、平成26年6月に策定をいたしました。ここで10年が経過する、そしてまた、先ほど教育長のお話にもございましたが、日々アレルギーに関しては更新をされているという状況でございます。現在に見合ったアレルギーのガイドラインを作っていくということから、今回見直しをさせていただいたものでございます。

主な内容でございますが、まず、特定原材料の品目、現在7品目でございます。卵、そば、落花生、えび、かに、牛乳、それからももというような形になっております。これに関しては、4品目、卵、えび、かに、それから牛乳という形に変えさせていただくものでございます。この中で、そばと落花生、それからももでございますが、給食の原材料として現在使っていないという状況でございますので、そこは省かせていただいたところでございます。また、落花生ということで、併せてナッツ類に関しても、非常に多くの商品の中でアレルギーが誘発されるというようなこともございますので、そのことも併せて、例えば、直接食べるものではなくても、ドレッシング等で使うというようなこともございますので、そういったことも含めまして、そういったものは食材として使わないということから省かせていただいて、4品目という形を取らせていただきました。

また、対応方法ということで、今までは自ら除去というような形で、自分で給食の中からはじくというようなことも行われてきたところではあるんですが、やはり安全性を高めるということから、そのことに関しては削除させていただいて、弁当の持参、除去食の提供、あるいは牛乳であれば停止という3つの形に改めさせていただきました。もう1点は、役割分担のそれぞれの見直し、もう1点が申請書等の様式に関して変更させていただいて、実態等に合ったものに、また、保護者の方から提出をいただくものでございますので、なるべく負担感を減らすということで、様式の見直しも併せて行わせていただいたものでございます。施行期日に関しましては令和8年4月1日からとし、以降に提供いたします給食から適用して

いくというような流れでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

教育長

それでは、委員の皆様方からご質問等ありましたらお願いたします。

依田職務代理

質問ではないのですが、先ほど教育長からもお話を伺って、本当に細心の注意を払ってされているんだなあというのを実感しました。去年、給食センターに伺ったときも、お一人おひとりのお子さんに対応されているというか、これはすごいことだなあと思ったんですけども。お昼ぐらいい電話がかかってくるとドキッとしちゃうなんて、かえって関わっている先生方や調理員の皆様が、ストレスで大丈夫かななんて気持ちになってしまったんですけども、健康に注意して、今後ともよろしくお願いたします。

渡邊委員

よろしいですか。自分が勤務しているときに、初めてパンの小麦アレルギーの子が来て、においだけでもうだめだっということがあって、1年の担任をはじめ、養護教諭や教頭、私も教務主任も1か月本当にピリピリしていました。どうにかこうにか、慣れてきたというか、改善しながら、食べるのに別の部屋に行ったりだとかしながらやってきたら、だいぶ慣れてきたんですが、いつまたアレルギーが起こるかかわからないということで、本当に先生方の負担とかは大きくなってございましたので、こういうガイドラインが出たことをもとに、学校もみんな一つになって取り組んでいかなきゃならないなということをつくづく感じましたので、参考までに、自分の様子なんかをお話しさせていただきました。

教育総務課長

今、渡邊委員からのお話もございましたが、やはり学校現場でも、栄養教諭、養護教諭が一人で対応するというわけにもいきませんので、管理職も含めて学校全体で取り組んでいかなきゃならないというものだと思っております。今月の末には校長会もごございますので、校長先生からこの話をさせていただいて、学校外でもぜひ共有してくださいということをお願いをしたいなというふうに思っているところでございます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、この件につきましては、以上とさせていただきますよろしいでしょうか。

「はい」の声

教育長

それでは、次に移ろうと思います。

[日程第7]

教育長

日程第7 甲州市立学校 令和7年度卒業式、令和8年度入学式について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長

はい。では、お願いたします。

一覧表になっているものをご覧いただければと思います。7年度末いよいよ近づいてまいりまして、小学校の卒業式が3月19日、中学校の卒業式が3月11日となります。また、年度が変わりまして8年度の入学式、小学校が4月8日、中学校が4月7日という形でございます。恐れ入りますが、各委員さん方、各学校の方に割り振りをさせていただいてございます。また学校側から改めてご案内の通知が参るかというふうに思いますので、正式な集合時間とかですね、諸々を含めまして改めてご案内をさせていただきますが、ご予約をお願いできればというふうに思います。

また、議会、市長部局の方にもお話をさせていただいて、市長、それから各議員の各配置も決まりましたので、併せて今回お示しをさせていただくものとなります。よろしくお願いたします。

教育長

この件について、よろしいですか。

「はい」の声

教育長 それでは、委員の皆様方よろしくお願ひいたします。

[日程第8]

教育長 それでは、日程第8 春季教育委員会学校訪問について、事務局から説明をお願いします。
教育総務課長 はい。春季学校訪問でございます。

日程に関しましては、5月11日、それから18日、19日、それから25日、26日、27日の計6日間でございます。春に関しましては、各学校の方を訪問いただいて、先生方の様子、子どもたちの様子等をご覧いただくと共に、学校長ほか管理職等から学校経営方針等を聞き取っていただくという時間を設けたいというふうに考えています。併せまして、2ページ目がそれぞれの日程の学校訪問先となっております。ご確認をいただければと思います。また、日程の調整をお願いできればというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

教育長 この件について、よろしいですか。

「はい」の声

教育長 よろしくお願ひいたします。

[日程第9]

教育長 それでは、日程第9 教育支援センター『陽だまり教室』の活動状況について、事務局から説明をお願いします。

教育支援センター室長 よろしくお願ひいたします。教育支援センター『陽だまり教室』で室長をやっております、志田市造と申します。

教育支援センター『陽だまり教室』は、家を出られない、学校へ行けない、教室に入れない子どもたちの対応をしているところであります。場所は、大和の方にあります。再登校できる意欲や社会的自立を目指して、子どもたちの支援にあたっています。甲州市では、小学校4年生から中学校3年生まで、市内の学校に在籍する子どもたちを対象に行っています。基本的には、その子の学校がある日に開室をしていて、9時から12時まで、支援員は5名で今は担当しています。昨年度17名の子どもが在籍していましたが、9名の中学生が卒業して、今年度は7名の子どもが継続して通室しています。新規利用児童生徒数が、11件の相談がありまして、その中で在籍に至った児童が1名、あとは、見学相談、体験通室、電話相談等で、今現在は8名の子どもが在籍しています。あと、小学生2人が体験通室ということで来ています。ただ、相談に来た後にもう一度見直して、やっぱり学校以外のところへ行くのではなくて学校にもう一度戻ろうかと言って、中学生の何人かが相談に来たんですが学校に登校するようになったという事例もありますし、今塩山中学校には「ほっとルーム」という校内支援センターがあります。そちらの方に顔を出して、こちらに在籍していたんですが塩山中の方に戻って、今では週に3、4回塩山中の方に行っていてこちらには来ていないというお子さんも何人かいます。

中学3年生が今6名、中2の子が1名、小5が1名という形で、今6名の子どもも進学に向かって勉強をしていて、実際に私学の方に受かったお子さんもいますし、私立の通信教育の学校を目指して頑張っているお子さんもいます。公立の定時制、通信制に向かって頑張っているお子さんもいます。月1回、2回と来る子から、週1回と、自分で決めて通室しています。子どもたち具体的に、来てから前半は個別学習の時間、後半は活動の時間というふうに

して、自分の中で時間割を決めています。こちらの方で「今日は国語」「今日は数学」とかいうそういう指定はしていません。子どもが自分で決めて、自分で何分間か勉強するというようなことでやっております。学校で使っているワークやドリル、それから担任の先生からもらったプリントをやったりする子どももいます。中学生の中には、テスト範囲を学校で教えてもらってテストを受けるための勉強をして、徐々に学校へ行ってテストを受けられるようになったお子さんもいました。後半は、主体的に学べるようにこちらから働きかけたり、コミュニケーション能力を育成するために子どもたち同士で関わったり、それから、その子の経験、体験が不足している部分の、未修の部分、未体験の部分で挑戦するような時間を設けたりしている「陽だまりタイム」というのがあります。みんなで集まって、後半ではゲームをしたり話をしたり絵を描いたりして、コミュニケーション能力を育むように働きかけています。

そのほか、我々としては子どもだけの対応ではなくて、やはり保護者の支援ということも必要ではないかということで、普段から保護者の方には連絡を取り合って相談をしています。また、学期ごとにはその子どもさんの様子をお話する保護者懇談を行って、今後の支援について話し合ったりしています。学校には、毎月私の方で報告書を持って行って、担任の先生並びに校長先生と、在籍しているお子さんの様子を聞いたり、その子が学校に行っているときの様子を聞いたりしながら、今後どのような対応をしていけばいいのかというようなところを共有しています。それから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、塩山中の校内支援センター、また、県の相談支援センターと連携しながら、子どもにより良い方向に向かうように支援をしています。

陽だまり教室は、先ほど言いましたように大和にあります。大和という環境を大事にするために、3つの「陽だまり」というのを大切にしています。一つ目は「陽だまりタイム」ということで、一日の後半に行われる、先ほど言いました体験活動の時間を大切にしています。それから、子どもが朝出て家に帰るまでの午前の時間の時間系列を大切に、居心地の良い時間を作れるように図っています。「陽だまりエリア」の「場のエリア」、大和ふるさと会館には素晴らしい教室があります。恵まれた施設の中で、子どもたちは学習や体験活動をしています。それから、旧大和中学校の校庭や体育館を使って活動をしています。裏には日川が流れていますので、後で写真が出ますが、そこで散策をしたり釣りをしたりしています。塩中生はほぼみんなが電車で通ってきています。電車で駅から甲斐大和駅まで行って、陽だまり教室へ、それから帰るといようなその時間帯が、次の進学、甲府へ通う子が多いんですが、中学3年生は高校生になったときの通学という壁をすごく低くしているのではないかなということで、大事にしています。それから、「心のエリア」ということで、子どもたちは決して、陽だまり教室に来ていることを良しとしていません。本当にここにいていいのか、心の中では「こんな場所にいやいけないんだ」という気持ちを持っているんだけど、学校には行けない。そんな子どもたちが集まって、お互いにフォローし合っているという、その「心のエリア」を大事にしているという場所でもあります。それから「陽だまりルール」、決められたルールはありません。とにかく、友達の邪魔をしない学習をしましょう。あと、中学生はお家の許可で携帯電話を持ってきていますが、携帯電話は館内では使わない。それだけ約束で、子どもたちは暗黙のルールの中でみんなが関わっています。

子どもたちが不登校になる原因というのは様々ですが、いろいろな原因があります。人間関係や学力、テストとか出席日数、それから行事、中には、先生と合わないとか、制服を着ると気持ちが悪くなってしまうとか、学校の教材を見ると手が震えてしまうとか、様々な理由がある子どもたちに対して、陽だまり教室では、壁を少なくするように低くするように、毎

年努力しているところであります。

どんな活動をしているかという、学習以外に先ほど言いました、6月には日川、裏の川に行つて魚釣りをしたり水遊びをしたりしています。今年はヤマメが釣れました。それから、大和には栖雲寺がありますので、坐禅体験とそば切り体験ということで、栖雲寺の和尚さんの指導のもと坐禅をしてきました。そば切りもして、そばを作ることも体験しました。この中の何人かは人前で食べることを苦手としていて、決して教室でも物を食べることができないお子さんもいます。でもこのときには、そばを2本3本食べて「おいしかった」と言つて、家へ帰つて「食べられたよ」と報告をしたそうです。秋の遠足は、YBSビルとジュエリーミュージアムに行つてきました。「私たちは甲州市の中学生ですが、元アナウンサー部長の依田智子さんの後輩たちです」と言つたら、このラジオのスタジオなんですが、ライブだったんですけども、交通情報と天気予報がある時間だったので、櫻井さんがちょうど空いていて、「中に入りなよ」と言つて、キャスターの方が座る椅子に座つて記念撮影をさせてくれました。こういう子たちだというのを話したので、櫻井さんが、スタジオを出る子どもたちに「辛いことや大変なことがあるかもしれないけど、頑張りな」と言つて肩を叩いてくれたんです。子どもたちがすごく感動していました。それから、雨が降つて、義務教育課に防災新館の下でご飯を食べさせてくれと言つたところが、雨がビタビタ落っこちてきて食べられなくて、じゃあ甲府駅北口の広場に行こうと言つて、あの中の一の子は人がいて食べられなかったのに、そこへ行つたら、家で作ったおにぎりを半分食べて帰つたなんていう、そんなような経験ができました。それから、先ほど言いました給食というのが大きな壁になっています。ほつとルームに行く子も、午前中行って給食を食べずに帰つてしまうような子供さんもいます。そこで、給食センターの皆さん、給食担当リーダーをはじめ、栄養士の先生方の対応で、試食会をするということで、実現することができました。見学した後、給食を食べて「おいしかった」と言つて帰りました。その中の中学3年生は、味噌バターカレーラーメンがおいしいと言つて、その後それを食べに行った子もいましたし、朝起きられなくてそこに行けなかったのがビビンバを食べに行ったという女の子もいて、給食が楽しみでまた学校へ行くというのも、一つの壁を乗り越える策かななんてことを感じました。あとは、普段創作活動をしたり、家庭科などにも出ていませんので、お楽しみ会で調理をしたりして活動しています。

不登校になる時期は、修学旅行やゴールデンウィークの後、夏休み明け、運動会、行事の後に多く見られます。子どもたちは、学校や家や、それからほつとルーム、サポートルーム、フリースクール等いろんなところに居場所を探していますが、その中の一つになれるように、今後も陽だまり教室は子どもたちにとって良い居場所になれるように努力していきたいと思つています。またよろしくお願ひいたします。

教育長

それでは、室長の方から説明がございましたけれど、何か委員の皆様方からご質問等ございますか。

反田委員

初めて去年陽だまり教室を見させていただいて、そのときに、活動内容などにすごく感動というか、こういう場所もあるんだということで見させていただきました。子どもたち一人ひとり丁寧に対応していただくのと同時に、保護者もやはりすごく子どもが社会に取り残されていくんじゃないかとか、そういう心配がある中で、保護者もすごく孤独というか、置いて行かれていくような気持ちになると思うので、そういう相談を、もちろん聞く側もそうなんですけども、こういう場所が一つの選択肢としてあるということが心強いと思つていますので、また、そういう子どもだけでなく保護者への付き合いとかも今後ともお願ひしたいなど強く感じました。またよろしくお願ひいたします。

教育支援センター室長 ありがとうございます。子どもが安定すれば親御さんも安定するし、親御さんも安定してくると、それが子どもに波及して相互効果というか、高まって行って壁を乗り越えられていくという感じなので、そののところはまた頑張っていきたいと思います。

教育長 保護者の皆さんとは、どんな風なことを今されているんですか。また、学校との関係は。
教育支援センター室長 保護者については、学期ごとに懇談をして様子を話しますし、その子が「来るよ」と言ってなかなか来られなくなったり1週間来なかったら、私の方から電話をかけてどんな様子かかってことで、話をしたりしています。

学校には、月1回必ず行って、文書で済むしデータで送ればメールで済むでしょうけど、その中に含まれたいろんなことがあると思うので、行ってお話をしてきています。校長先生方も温かく迎えてくれますので、話をさせていただいております。

渡邊委員 本当に志田先生は苦勞して、子どもたちと学校の間をこうやってしてくれるということ、改めて知りました。自分も陽だまり教室って今日初めて知ったので、甲州市にもこういう取り組みがあるということは素晴らしいことだと思うのと、ただこれがあるから子どもたちがそこに行けばいいという考えになっちゃうのは困るなってことを思ったんですが、今志田先生が「こういうところにいちゃいけないよ」って自分で思いながら、「学校に行きたい」って思う子どもたちがいるということが素晴らしいし、本来であれば無くなればいいんだけど、あるからこそそういう子どもたちがいるのかなってことで安心しました。また頑張ってください。

依田職務代理 お一人おひとり、お子さんたちに向き合って、その子に応じた対応を本当にきめ細かくしてくださるっていうのは今日また報告を伺って、改めて感じました。本当にありがとうございます。

YBSの方は、たまたま櫻井アナウンサーと話す機会が今年になってからありまして、よく覚えていました、彼。すごく明るい子たちが多かったので、大丈夫だと思いますよというようなことを言っていましたので。そんなことで、よろしく願います。

教育長 ありがとうございます。それでは、引き続きよろしく願います。

教育長 本日予定していた議事はすべて終了いたしました。

次回 令和8年第3回教育委員会は、3月27日午後1時30分から、甲州市民文化会館2階 第三会議室で開催します。

「はい」の声

教育長 これをもちまして令和8年第2回定例教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。